

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十五日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のぞみ在宅クリニック	郡山市八山田西四丁目二	令和七年十月一日
みみ・はな・のど うぬまクリニック	いわき市鹿島町米田字南内四三番地の一	令和七年十月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和七年九月二十五日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
コスモ調剤薬局北沢又店	福島市北沢又字寺西一八番二	令和七年十月一日
みんと薬局	いわき市小名浜字林ノ上一番地の五	令和七年十月一日
ひわたし薬局	いわき市鹿島町米田南内三九―二	令和七年十月一日
ハシドラッグ安達薬局	二本松市油井字腰巻七番地	令和七年十月一日

